

令和7年度における取適法^(注1)に基づく取組

令和8年6月10日
中小企業庁

1. 中小受託事業者等に対する定期調査の状況

(1) 定期調査の状況と委託事業者に対する注意喚起（表1参照）

中小企業庁及び公正取引委員会は、中小受託事業者の保護及び取引の公正を図るため、協力してそれぞれが「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、「取適法」という。）の執行にあたっている。その一環として、一般的に、その取引の性格から自発的に違反行為を申告しにくいとされる中小受託事業者に対しプッシュ型で状況を把握したり、同法の違反行為が認められた委託事業者に対し違反行為の是正を求めたりするため、委託事業者及び中小受託事業者を対象に定期的なオンライン調査を実施している。受託取引の内容は、必ずしも恒常的に同一の取引状態であるとは限らないことから、中小受託事業者の利益保護を図るため、中小企業庁は公正取引委員会とともに毎年継続的に調査を実施して違反行為の発見につながる情報収集に努めているところである。

令和7年度は、中小企業庁では、委託事業者5.5万者、当該委託事業者と取引を行う中小受託事業者24万者に対して同調査を実施した。その結果、委託事業者に対する調査において、下請法違反（当時）のおそれのある8,007者に対して、是正等を求める注意喚起文書を発出した。

（表1）中小受託事業者等に対する定期調査数の推移

	委託事業者 に対する調査	中小受託事業者 に対する調査	（事業者数） 委託事業者に対する 注意喚起文書の発送数
令和5年度	55,000	240,000	7,065
令和6年度	55,000	240,000	5,801
令和7年度	55,000	240,000	8,007

※委託事業者に対する調査＝中小受託事業者との取引に関する調査
中小受託事業者に対する調査＝委託元との取引に関する調査

（注1）令和7年12月31日までは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に基づく取組、令和8年1月1日以降は取適法に基づく取組であるが、本公表文においては下請法上の用語により記載することが適当である場合を除いて、一律に取適法に基づく取組として記載している。

(2) 取適法の施行に向けた注意喚起（表 2 参照）

令和 7 年 5 月 23 日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 1 号）」により、下請法が改正された。この改正により、法律名は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）に変更され、令和 8 年 1 月 1 日から施行・適用となった。

中小企業庁は、取適法施行前に実施した定期調査において、振込手数料の負担や手形払いの禁止等の取適法施行後に違反となるおそれのある回答を行った事業者 4,385 者に対し、注意喚起文書の発出を行った。

（表 2）取適法施行後に違反となるおそれのある回答をした事業者数

令和 7 年度下請事業者との取引に関する調査において 取適法施行後に違反となるおそれのある回答をした事業者	事業者数
注意喚起文の送付（2025 年 12 月 3 日）	4,385
（内訳）違反のおそれのある事項 ※重複有り	
➤ 協議に応じない一方的な代金決定	94
➤ 振込手数料の減額	3,599
➤ 手形払いの禁止	1,393
➤ 一括決済方式等の手数料の減額	206

2. 立入検査等（注 2）による違反行為の確認と改善指導の状況

(1) 立入検査等の実施と改善指導（表 3 及び表 4 参照）

中小企業庁は、中小受託事業者等に対する定期調査や、中小受託事業者からの申告または聴取など様々な端緒情報を踏まえ、取適法違反の可能性がある委託事業者に対し立入検査等を実施している。令和 7 年度は、725 者の委託事業者への立入検査等を行った結果、1,454 件の違反行為を確認し、619 者に対して改善指導を実施したほか、9 者に対しては公正取引委員会に対する措置請求を行った。（措置請求を行った 9 者については、公正取引委員会からの「勧告」に基づき指導がなされている。）

特に近年は端緒情報の中でも中小受託事業者の声を重視するようになってきており、確度の高い情報を積極的に活用することにより、立入検査等の数は前年同程度であるものの、発見した違反行為の件数（特に禁止行為違反の件数）は増えている。

（注 2）立入検査等：法律に基づく立入検査のほか、書面調査、招致調査等のことを言う。

(表3) 端緒別立入検査等の数の推移

	端緒別立入検査等の数				立入検査等 合計	改善指導 実施者数
	定期調査	申告	聴取	情報提供等		
令和5年度	712	12	26	20	770	641
令和6年度	665	15	23	17	720	580
令和7年度	615	29	36	45	725	619

(※1) 1つの案件について、立入検査等の実施と改善指導の実施が異なる年度になる場合がある。

(※2) 集計の考え方を見直したため、昨年度の公表数値とは異なる場合がある。

(※3) 聴取とは取引Gメン等による中小受託事業者に対するヒアリングのことをいう。

(※4) 1つの案件について、1つの主な端緒をカウントしている。

(2) 改善指導を行った違反行為の内訳 (表4参照)

令和7年度においては、禁止行為の違反として支払遅延が276件、製造委託等代金の減額が142件、買ったたきが129件、不当な経済上の利益の提供要請が120件認められ、改善指導の対象となった。この4類型で禁止行為違反の93.2%を占めている。昨年に引き続き買ったたきや不当な経済上の利益の提供要請の改善指導件数は増加傾向にあるが、特に不当な経済上の利益の提供要請では金型等の無償保管に関する違反行為の指摘が大幅に増えている。また、支払遅延と割引困難手形の改善指導件数も増えているが、令和6年11月に公正取引委員会の指導基準が変更され、手形等のサイトが業種を問わず60日に短縮されたことが影響しているものと考えられる。

(表4) 改善指導が行われた違反行為内訳

	改善指導が行われた違反行為の内訳件数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
禁止行為＋義務違反合計	1,302	1,182	1,454
禁止行為違反合計	583	492	716
受領拒否	1	0	2
支払遅延	218	187	276
代金減額	232	137	142
返品	0	0	9
買ったたき	76	105	129
購入・利用の強制	2	3	3
報復措置	0	0	0
有償材の早期決済	11	9	13
割引困難手形	16	18	21
利益提供要請 (うち型等無償保管)	24 (22)	32 (28)	120 (109)
変更やり直し	3	1	1
一方的代金決定	-	-	0
義務手続違反合計	719	690	738
書面不備・不交付	582	539	556
書類不保存	137	151	182

(※1) 取適法違反のおそれのある改善指導件数も含む。

(※2) 1つの事件において複数の違反行為類型の改善指導を行っている場合があるため、表3の「改善指導実施者数」とは一致しない。

(※3) 集計の考え方を見直したため、昨年度の公表数値とは異なる場合がある。

(3) 特定の業種・業界における下請法違反（当時）被疑行為の集中的な調査

中小企業庁及び公正取引委員会は、取適法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う新たな取組を実施している。令和7年度は、①自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引及び②運送事業者間の取引について集中調査を実施した。

自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査では、令和7年4月以降、自動車ディーラーと車体整備事業者の間の取引において行われている修理委託の製造委託等代金等に係る取適法違反被疑行為について集中的に調

査を行い、取引Gメンによる中小受託事業者である車体整備事業者に対するヒアリングを行うとともに、委託事業者である自動車ディーラーに対して、公正取引委員会と合わせて160件の指導を行った。主な違反行為の傾向として、書面の不交付・記載不備、支払遅延、買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請が多数見受けられた（令和7年12月22日調査結果公表）。

また、運送事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査では、令和7年4月以降、運送事業者間の取引において行われている製造委託等代金等に係る取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取引Gメンによる中小受託事業者である運送事業者に対するヒアリングを行うとともに、委託事業者である運送事業者に対して、公正取引委員会と合わせて530件の指導を行った。主な違反行為の傾向として、書面の不交付・記載不備、買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請が多数見受けられた（令和7年12月23日調査結果公表）。

(4) 取適法に基づく勧告を受けた業界団体に対する要請について（表5参照）

中小企業庁及び公正取引委員会は、取適法に基づく勧告を公表する際などに、業界における取引適正化の一層の推進と取適法違反行為の未然防止を徹底するよう業界団体に対して要請を行い、取引慣行の是正を図っている。

令和7年度においては、表5のとおり、3回の要請を行った。

（表5）取適法に基づく勧告を受けた業界団体に対する要請

要請年月日	要請先
令和7年11月13日	一般社団法人日本自動車工業会
令和7年12月8日	一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会
令和8年2月24日	一般社団法人日本自動車販売協会連合会

3. 措置請求の状況（表6及び表7参照）

中小企業庁は、取適法第5条(禁止行為)に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認める時に、公正取引委員会に対し、取適法の規定に従い適当な措置を採ることを求める措置請求権限を有しており(取適法第9条)、公正取引委員会は、取適法に基づく勧告権限を有している(同第10条)。

中小企業庁及び各経済産業局が、取適法違反の疑いのある委託事業者に対して立入検査等を行い、違反の事実があるとして令和7年度に中小企業庁が公正取引委員会に措置請求を行った件数は、過去最多の9件となった。この9件の措置請求については、いずれも公正取引委員会が勧告を行っている。なお、過去に中小企業庁が措置請求を行った単年度の件数としては、勧告案件を公表するようになった平成16年以降では4件が最多であり、令和7年度はその2倍を上回る件数となった。これは中小企業庁として、中小受託事業者の利益を保護するた

めに社会的影響の大きな事案に対しては積極的に措置請求を行うという方針の下、中小受託事業者からの申告はもとより中小受託事業者に対する定期調査の回答や取引Gメン等が聴取した中小受託事業者の声を積極的に活用するとともに、公正取引委員会と中小企業庁が緊密に連携をとりながら、初めての勧告事案となるような内容の案件にも果敢に取り組んだ結果である。

具体的には、勧告された9者において、勧告対象となった違反行為 10 件のうち、型の無償保管にかかるものが8件を占めており、近年の公正取引委員会と中小企業庁の監視強化が結果として現れた形となった。その中には、印版を無償で保管させたことに対して勧告された初めての事例もあった。その他、量産期間が終了し発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めたことについて、買ったたきとして勧告された初めての事例もあった。

(表6) 措置請求件数の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
措置請求件数	0件	1件	9件

<参考> 措置請求に基づく勧告による原状回復額の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
原状回復額（百万円）	0	67	202
原状回復を受けた 中小受託事業者の数	0	9	241

(表7) 措置請求を行った事案の概要

	対象事業者	違反行為類型	概要
1	株式会社ヨドバシ カメラ (R7.9.8 勧告)	減額	家庭用電気製品のプライベートブランド商品の製造委託に際し、リベート等の名目で減額(約1,350万円)
2	株式会社シマノ (R7.9.17 勧告)	利益提供要請	自転車用部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を保管させるとともに金型等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせていた。(4,313個)
3	三菱ふそうトラック・バス株式会社 (R7.11.13 勧告)	① 利益提供要請 ② 支払遅延(指導)	① 自動車用部品の発注を長期間行わないにもかかわらず金型等を無償保管させるとともに、金型等の棚卸作業を1年間当たり1回行わせていた。(5,694個) ② 給付を受領した後60日以内に下請代金を支払っていなかった。(遅延利息約3,600万円)
4	株式会社日幸電機製作所 (R7.11.13 勧告)	利益提供要請	遮断機部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(625個)
5	株式会社スニック (R7.12.8 勧告)	① 買ったとき ② 利益提供要請	① 自動車用部品の補給品の製造コストが大幅に上がるにもかかわらず、一方的に量産時の単価で下請代金の額を定めた。(318製品) ② 発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(880個)
6	株式会社マキタ (R7.12.16 勧告)	利益提供要請	電動工具用部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型を無償で保管させた。(3,214型)
7	株式会社ティラド (R8.2.24 勧告)	利益提供要請	発注を長期間行わないにもかかわらず金型等を無償で保管させた。(4,311個)
8	日本トーカンパッケージ株式会社 (R8.3.13 勧告)	利益提供要請	発注を長期間行わないにもかかわらず印版及び木型を無償で保管させた。(7,846個)
9	富士通フロンテック株式会社 (R8.3.24 勧告)	利益提供要請	発注を長期間行わないにもかかわらず金型等を無償で保管させた。 (2,577個)

4. 改善報告における製造委託等代金の返還等

(1) 立入検査等の結果としての原状回復（表8参照）

委託事業者に改善指導を行った場合、そのフォローアップとして中小企業庁長官あての改善報告書を提出させている。令和7年度中に600者の委託事業者から改善報告がなされた（令和7年度以前の改善指導案件によるものも含む）。

このうち259者が、中小受託事業者6,912者に対して、減額した製造委託等代金の返還や支払遅延にかかる遅延利息の支払など、総額約2億3,300万円の原状回復を行った。このほか9件の措置請求案件は、公正取引委員会から勧告が行われており、中小受託事業者241名に対して約2億200万円が原状回復された。

（表8）製造委託等代金の返還等の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
改善報告を提出した委託事業者数	632	594	600
原状回復額（百万円）	106	157	233
原状回復を行った委託事業者数	243	201	259
原状回復を受けた中小受託事業者数	5,168	4,886	6,912

（※）集計の考え方を見直したため、昨年度の公表数値とは異なる場合がある。

(2) 自発的申出の結果としての原状回復（表9参照）

取適法違反行為を行っていた委託事業者が中小企業庁に対して自発的に違反行為を申し出た場合には、委託事業者の自発的な改善措置が、中小受託事業者が受けた不利益の早期回復に資すること及び委託事業者の法令遵守を促す観点から、中小企業庁は申出があった事案について、公正取引委員会に対して措置請求を求める必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している。

令和7年度は、委託事業者から取適法違反行為の自発的な申出が39件あり、27件の処理を行った。その結果、中小受託事業者791者に対し、製造委託等代金の減額分の返還等、総額約5億3,800万円の原状回復が行われた。このうち、措置請求（勧告）相当事案は9件あり、下請事業者718者に対し、総額約5億3,000万円の原状回復が行われた。

（表9）自発的申出件数と原状回復額の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規に受けた自発的申出（件）	14	16	39
処理件数（前年度に受けたものも含む）	13	3	27
自発的申出による原状回復額（百万円）	18	0.4	538
原状回復を受けた中小受託事業者数	801	1	791

（※1）1つの案件について、新規受付と処理が異なる年度になる場合がある。

（※2）集計の考え方を見直したため、昨年度の公表数値とは異なる場合がある。

<参考>

(1) 中小企業庁が措置請求を行った違反行為等の概要

措置請求対象事業者 (勧告日) <業種>	関係法令(違反行為類型)	勧告対象となった違反行為の概要	担当調査局
(株)ヨドバシカメラ (R7.9.8 勧告) <家庭用電気製品等の販売等>	第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)	ヨドバシカメラは、令和6年1月から令和7年3月までの間、リベート等の名目で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた(下請事業者6名)。	関東経済産業局
(株)シマノ (R7.9.17 勧告) <自転車部品等の製造販売>	第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	シマノは、下請事業者に対して自社が所有する金型、機械装置及び工具器具(以下「金型等」という。)を貸与していたところ、令和5年12月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で、合計4,313個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者121名)。 ※型の無償保管要請の問題を措置請求で取り上げた初の事例	近畿経済産業局
三菱ふそうトラック・バス(株) (R7.11.13 勧告) <トラック、バス等の製造販売>	①第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止) ②第4条第1項第2号(下請代金の支払遅延の禁止)【指導】	① 三菱ふそうトラック・バスは、下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、令和6年3月1日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で、合計5,694個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者61名)。 ② 三菱ふそうトラック・バスは、下請事業者に対し、令和6年1月から同年12月までの間、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日以内に下請代金を支払っていない(下請事業者6社)。	関東経済産業局
(株)日幸電機製作所 (R7.11.13 勧告) <配線用遮断機等の製造販売>	第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	日幸電機製作所は、下請事業者に対して自社が所有する金型及び木型(以下「金型等」という。)を貸与していたところ、遅くとも令和5年10月1日から令和7年7月20日までの間、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計625個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者20名)。	中小企業庁
(株)スニック (R7.12.8 勧告) <自動車用部品等の製造>	①第4条第1項第5号(買いたたきの禁止)	① スニックは、遅くとも令和6年3月以降、下請事業者に製造を委託した本件製品318製品について、量産が終了し、発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者と単価の見直しについて協議することなく、一方的に量産	中小企業庁

	②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	<p>時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた(下請事業者10名)。</p> <p>② スニックは、下請事業者に対して自社が所有する金型又は治具(以下「金型等」という。)を貸与していたところ、遅くとも令和6年3月以降、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計880個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者14名)。</p> <p>※量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めたことについて、買いたたきとして勧告を行ったはじめての事例</p>	
(株)マキタ (R7.12.16 勧告) <電動工具等の製造販売>	第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	マキタは、下請事業者に対して自社が所有する金型を貸与していたところ、遅くとも令和6年1月1日から令和7年9月30日までの間、当該金型を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計3,214型の金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者84名)。	中部経済産業局
(株)ティラド (R8.2.24 勧告) <熱交換器の製造販売>	第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	ティラドは、下請事業者に対して自社が所有する金型及び治具(以下「金型等」という。)を貸与したところ、遅くとも令和6年1月1日から令和7年12月11日までの間、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計4,311個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者43名)。	中小企業庁
日本トーカンパッケージ(株) (R8.3.13 勧告) <段ボール製品、紙器製品等の製造販売>	第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	日本トーカンパッケージは、下請事業者に対して自社又は自社の顧客が所有する印版及び木型(以下「印版等」という。)を貸与したところ、遅くとも令和6年4月1日以降、当該印版等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計7,846個の印版等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者132名)。	中小企業庁
富士通フロンテック(株) (R8.3.24 勧告) <決済端末、業務用端末等の製造販売>	第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	本件製品の製造には、富士通フロンテックが下請事業者に貸与し、又は下請事業者が所有する金型及び治具(以下「金型等」という。)が用いられていたところ、富士通フロンテックは、当該金型等について下請事業者が廃棄等を希望する場合、その旨を申告させ、富士通フロンテックが認めた場合に廃棄等ができるようにするなどして、当該金型等を管理していた。富士通フロンテックは、遅くとも令和6年5月以降、当該金型等を用いて製造する本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計2,577個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者48名)。	中小企業庁

(2) 業種別による取適法違反の状況 (表10及び表11参照)

令和7年度に確認した違反1,454件のうち、業種別に見ると、上位3業種は、①機械器具卸売業(102件)、②生産用機械器具製造業(83件)、③情報サービス業(77件)となっている。

また、情報サービス業では明示義務違反(47%)や支払遅延(63%)が、その他の事業サービス業では買ったとき(27%)が、金属製品製造業では有償支給材の早期決済(10%)が、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業では減額(31%)が、その他の卸売業では割引困難手形(13%)が、はん用機械器具製造業・電気機械器具製造業・輸送用機械器具製造業では不当な経済上の利益の提供要請(それぞれ44%、43%、41%)が、映像・音声・文字情報制作業では支払遅延(75%)や買ったとき(25%)が、繊維・衣服等卸売業や広告業では減額(いずれも31%)が、比較的多くなっている。

(表10) 業種別の内訳(上位15位まで)

事業者業種 (日本産業分類中分類)	第4条 違反件数 (発注内容等の明示義務違反)	第5条 違反件数 (禁止事項違反)	第7条 違反件数 (書類等の作成・保存義務違反)	合計 件数
機械器具卸売業	40(39%)	52(51%)	10(10%)	102(100%)
生産用機械器具製造業	29(35%)	48(58%)	6(7%)	83(100%)
情報サービス業	36(47%)	32(42%)	9(12%)	77(100%)
その他の事業サービス業	31(42%)	26(36%)	16(22%)	73(100%)
機械器具小売業	23(33%)	37(53%)	10(14%)	70(100%)
金属製品製造業	18(33%)	31(57%)	5(9%)	54(100%)
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	20(38%)	26(50%)	6(12%)	52(100%)
その他の卸売業	16(32%)	32(64%)	2(4%)	50(100%)
はん用機械器具製造業	15(35%)	25(58%)	3(7%)	43(100%)
電気機械器具製造業	12(29%)	30(71%)	0(0%)	42(100%)
輸送用機械器具製造業	16(39%)	22(54%)	3(7%)	41(100%)
映像・音声・文字情報制作業	13(35%)	16(43%)	8(22%)	37(100%)
繊維・衣服等卸売業	15(41%)	16(43%)	6(16%)	37(100%)
不動産賃貸業・管理業	13(35%)	18(49%)	6(16%)	37(100%)
広告業	14(38%)	13(35%)	10(27%)	37(100%)

※ () 内の数値は業種ごとの合計に占める割合である。また、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とにならない。

(表 1 1) 業種別の禁止行為 (第 5 条) 違反の内訳 (上位 1 5 位まで)

事業者業種 (日本産業分類中分類)	支払遅延	減額	買ったた き	有償材 早期決済	困難手形	利益提供 要請	その他	合計
機械器具卸売業	20 (38%)	13 (25%)	11 (21%)	1 (2%)	3 (6%)	4 (8%)	0 (0%)	52 (100%)
生産用機械器具製造業	18 (38%)	9 (19%)	9 (19%)	0 (0%)	1 (2%)	11 (23%)	0 (0%)	48 (100%)
情報サービス業	20 (63%)	5 (16%)	7 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	32 (100%)
その他の事業サービス業	14 (54%)	4 (15%)	7 (27%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (4%)	26 (100%)
機械器具小売業	15 (41%)	9 (24%)	7 (19%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (14%)	1 (3%)	37 (100%)
金属製品製造業	8 (26%)	5 (16%)	4 (13%)	3 (10%)	1 (3%)	9 (29%)	1 (3%)	31 (100%)
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	8 (31%)	8 (31%)	3 (12%)	1 (4%)	1 (4%)	4 (15%)	1 (4%)	26 (100%)
その他の卸売業	10 (31%)	4 (13%)	3 (9%)	3 (9%)	4 (13%)	6 (19%)	2 (6%)	32 (100%)
はん用機械器具製造業	6 (24%)	2 (8%)	4 (16%)	0 (0%)	1 (4%)	11 (44%)	1 (4%)	25 (100%)
電気機械器具製造業	7 (23%)	4 (13%)	5 (17%)	0 (0%)	1 (3%)	13 (43%)	0 (0%)	30 (100%)
輸送用機械器具製造業	7 (32%)	1 (5%)	2 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (41%)	3 (14%)	22 (100%)
映像・音声・文字情報制作業	12 (75%)	0 (0%)	4 (25%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	16 (100%)
繊維・衣服等卸売業	7 (44%)	5 (31%)	0 (0%)	1 (6%)	0 (0%)	1 (6%)	2 (13%)	16 (100%)
不動産賃貸業・管理業	9 (50%)	5 (28%)	4 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	18 (100%)
広告業	7 (54%)	4 (31%)	2 (15%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	13 (100%)

※ () 内の数値は業種ごとの合計に占める割合である。また、小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100%とにならない。

(3) 令和 7 年度における取適法違反行為の実例

表 1 0 または表 1 1 において多かった違反行為の実例は以下のとおり。

業種	違反行為等の概要	関係条文
情報サービス業	役務提供日の後に注文書が交付されていた。	第 4 条第 1 項 (発注時に給付の内容等必要事項を明示する義務)
	発注時の必要明示事項の一つである発注内容(知的財産権等を譲渡及び許諾させる場合の必要記載事項)について未記載となっていた。	
情報サービス業	開発支援等の個別プログラムの作成過程とは言えない情報成果物作成委託において、本来、成果物が委託事業者のコンピューターに記録されるのと同時に受領となるにも関わらず、個々	第 5 条第 1 項第 2 号(支払期日までに代金を支払わないことの禁止)

	<p>の給付を受領した日から 60 日を超えた日で支払われていた。</p>	<p>第 6 条第 1 項 （支払期日までに代金を支払わなかったときに遅延利息を支払う義務）</p>
<p>映像・音声・文字情報制作業</p>	<p>原稿執筆に係る情報成果物作成委託において、書籍の刊行日を起算日とし月末締め・翌月 25 日現金支払とする支払制度の下、成果物（原稿）を受領した日から 60 日を経過しているにもかかわらず代金を支払っていない。 また給付を受領した日から 60 日を経過し代金を支払っているにもかかわらず、遅延利息が支払われていない。</p>	
<p>建築材料、鋳物・金属材料等卸売業</p>	<p>代金の支払いに際し、特段の理由なく代金から 2.0%を差し引いて支払っていた。 また、下請事業者（当時）と書面で合意することなく、振込手数料を支払うべき代金の額から差し引いていた。 ※令和 8 年 1 月 1 日以後は、中小受託事業者との合意の有無に関係なく、振込手数料の減額は違反である。</p>	<p>第 5 条第 1 項第 3 号（下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることの禁止）</p>
<p>繊維・衣服等卸売業</p>	<p>委託事業者専用の指定仕入伝票発行手数料として、1 取引当たり、10 円を差し引いて支払っていた。</p>	
<p>広告業</p>	<p>中小受託事業者の業務着手後に、取引先から値下げ要求があったことを理由に下請代金の額を減じて支払っていた。</p>	
<p>その他の事業サービス業</p>	<p>中小受託事業者からの価格改定の連絡がない限り、前回と同価格にて発注を継続しているとの説明があったが、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くと、買ったときに該当するおそれがある。</p>	<p>第 5 条第 1 項第 5 号（買ったときの禁止のおそれ）</p>
<p>映像・音声・文字情報制作業</p>	<p>中小受託事業者との商談にあたり、見積書等の提出を要請せず、十分な価格交渉を行わないまま、自社が積算した予算単価を情報成果物作成委託等代金の額として決定し、中小受託事業者に当該単価で発注している。</p>	

<p>金属製品製造業</p>	<p>中小受託事業者に対し有償で支給した原材料の対価は、「毎月25日までに支給した材料を翌月末日に相殺」する旨を支払条件として定めているところ、当該支給材を使用して製造した製品等の代金は、原材料の対価を相殺するより後に支払われていた。</p>	<p>第5条第2項第1号（有償支給原材料等の早期決済の禁止）</p>
<p>その他の卸売業</p>	<p>下請代金（当時）の支払手段として電子記録債権や手形を用いているが、下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日までの決済期間が95日となっている。また手形のサイトは100日となっている。</p>	<p>第5条第1項第2号（支払期日までに代金を支払わないことの禁止のおそれ） 下請法第4条第2項第2号（割引困難な手形の禁止のおそれ）</p>
<p>はん用機械器具製造業</p>	<p>金型等の保管ルールとして、中小受託事業者毎に3月から10月の各月毎に月初を基準日として、基準日から遡る1年間、金型等の使用がなかった場合に中小受託事業者と協議の上、当該金型等の保管料を支払っている。 一方、当該1年間に廃棄等があった場合において、廃棄等までの保管料を支払っていない事例が見受けられた。</p>	
<p>電気機械器具製造業</p>	<p>製造委託を行うにあたり、自社が所有する金型等を中小受託事業者は無償で貸与しているところ、棚卸資産の管理に供する作業について無償で実施させていた。 また、中小受託事業者からの保管費用の支払の請求がなければ当該費用を負担する必要はないとの認識のもと、当該金型等の保管費用を支払っていなかった。</p>	<p>第5条第2項第2号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
<p>輸送用機械器具製造業</p>	<p>製造委託を行うにあたり、自社が所有する金型等を貸与し、また、自社以外が所有する金型等であって自社が事実上管理している金型等について、量産品から補給品に切り替わり、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で保管させていた。</p>	